

～ 建設業許可申請マニュアルの改訂について ～

建設業法等の改正、各省庁の事務や運用の改廃に伴い、建設業許可申請マニュアルを改訂いたしましたのでご活用ください。

— 令和6年12月～令和7年2月にかけての主な改訂内容 —

1 健康保険被保険者証に代わる常勤性確認書類について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」により、令和6年12月2日以降、新たな健康保険被保険者の発行が行われなくなりました。これを踏まえ、今後につきましては**常勤性確認書類として求めている健康保険に係る書類**を下記のとおり求めることといたします。

- ・健康保険証または後期高齢者医療被保険者証の写し(申請時点で有効なもの)
- ・健康保険厚生年金保険者標準報酬額決定通知書の写し(確認を要する者の氏名の記載が必要)
- ・【マイナンバーカードの健康保険者利用登録をしている場合】資格情報のお知らせの写し、または資格情報が確認できるマイナポータルの画面を印刷したもの
- ・【マイナンバーカードの健康保険者利用登録をしていない場合】資格確認証の写し

2 押なつ廃止にともなう確定申告書の取り扱いについて

令和7年1月より、書面提出による確定申告書への税務署の收受日付印の押なつが廃止されました。一方、滋賀県においてはこれまで建設業許可にかかる各申請および届出の確認書類として、この押なつのある確定申告書を求めている場合があります。

今回の税務署の押なつ廃止に伴い、令和7年1月以降に税務署で受付された確定申告書に関しては、收受日付印やこれに代わる税務署が受付したことのわかる書類等の提出を不要とします。また、電子申告をされている場合にはメール詳細や受信通知の提出を確定申告書に併せて求めておりましたが、同じく1月以降に税務署へ申告したものについてはこれを不要とします。確定申告書を求めた場合においては申告の方法を問わず**税務署へ提出されたものの写しや打ち出したものであればよい**ものとします。

3 専任技術者の名称について

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法

律」(令和6年法律第49号。以下「改正法」という。)による改正後の建設業法第7条2号および同法第15条2号の施行に伴い、これまでの「専任技術者」の名称が「営業所技術者等」に変更されました。これに伴い本マニュアルをはじめ、ホームページで掲載されている別紙四および様式第8号について改訂を行いました。

つきましては令和7年1月6日から令和7年3月31日を移行期間とし、期間中の申請および届出については旧様式での提出を認め、以降は随時新様式への差し替えを指導いたしますのであらかじめご了承ください。

なお、今回の名称変更に伴った旧専任技術者の要件や運用についての変更はなく、営業所技術者等にそのまま引き継がれますのでご理解ください。

4 特定建設業と配置技術者制度に関する変更

改正法により令和7年2月1日以降、下の表のとおり、特定建設業許可を必要とする下請契約の金額に関する部分や技術者制度の一部について変更があります。契約期日等に注意して営業活動をお願いいたします。

・特定建設業許可を必要とする工事の請負金額について

令和7年1月31日以前	令和7年2月1日以降
発注者から直接請け負った1件の建設工事について、4,500万円以上(建築一式工事については7,000万円以上)の下請契約をして、施工しようとする者	発注者から直接請け負った1件の建設工事について、5,000万円以上(建築一式工事については8,000万円以上)の下請契約をして、施工しようとする者

・技術者制度における配置技術者の区分や専任を要する現場の要件について

	令和7年1月31日以前			令和7年2月1日以降		
許可の種類	特定		一般	特定		一般
元請工事における下請金額合計	4,500万円以上 1	4,500万円未満 1	4,500万円以上は契約不可 1	5,000万円以上 1	5,000万円未満 1	5,000万円以上は契約不可 1
工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者
技術者の専任	請負金額4,000万円以上 2			請負金額4,500万円以上 2		

1 令和7年2月1日以降、建築一式工事の場合は7,000万円から8,000万円に変更

2 令和7年2月1日以降、建築一式工事の場合は8,000万円から9,000万円に変更

5 その他、窓口での取り扱いの変更点

- ・各種手数料の納付にあたり、キャッシュレス決済が可能となりました。

クレジットカードの他、コード決済や電子マネーが利用できます。詳しくは監理課建設業係までお問合せください。

- ・建設業許可証明書の発行手数料が改定されます。

令和7年4月1日以降、建設業許可証明書の発行手数料が現在の530円から560円に改定されます。